

船橋市地方卸売市場特殊自動車の交通規制に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市地方卸売市場における特殊自動車の運行に係る交通規制を行うことにより、市場内における交通秩序の保持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「特殊自動車」とは、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第一の定めによる小型特殊自動車をいう。

(登録の義務)

第3条 市場内で特殊自動車を使用しようとする市場関係事業者は、市場長の登録を受けなければならない。

(登録申請の手続)

第4条 前条による特殊自動車の使用登録を受けようとする者は、特殊自動車登録申請書(第1号様式)により市場長に提出しなければならない。

(登録証の交付)

第5条 市場長は、前条の申請が市場内における交通秩序を乱さないと認めたときは、登録証(第2号様式)及び特殊自動車登録承認書(第3号様式)を交付する。

(登録証の貼付義務等)

第6条 登録証の交付を受けた者は、登録証をその使用する特殊自動車の原動機上部の見やすい場所に貼付しなければならない。

(廃車の手続き)

第7条 登録証の交付を受けた特殊自動車を廃車する場合は、特殊自動車廃車届(第4号様式)を市場長に提出するとともに、登録証を返還しなければならない。

(制限速度)

第8条 市場内で特殊自動車を運転する速度は、時速8キロメートル以下とする。

(灯火の義務)

第9条 夜間(日没時から日出時までの時間)及び屋内等の暗所では前照灯をつけなければならない。

(安全運転の義務)

第10条 市場内で特殊自動車を運転する者は、道路交通関係法規及びこの要綱で定める事項を遵守し、常に安全運転に心がけなければならない。

(所有者の明記)

第11条 市場内で使用する特殊自動車には、社名又は商号及び買受人番号を原動機上部の見やすい場所に明記しなければならない。

(点検及び整備義務)

第12条 特殊自動車の所有者は、常に当該特殊自動車の点検整備を行うとともに、市場長から欠陥の指摘を受けたときは、直ちに整備しなければならない。

(運転者の資格)

第 13 条 特殊自動車を運転する者は、小型特殊自動車又は自動車の運転免許の取得者とする。ただし、フォークリフトの運転については、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 61 条の規定による資格を有する者とする。

(登録の取消し等)

第 14 条 市場長は、この要綱に定める条項に違反した者又は次の各号のいずれかに該当した者がいるときは、交付した登録証を没収し、登録を取り消すものとする。

- (1) 故意に他人の車輛及び通行人の進行を妨げ、若しくは他人を傷つけ、又は市場施設若しくは他人の物品を損傷し、市場内の交通秩序を乱す行為があったとき。
- (2) 登録証を他人に譲渡し、譲受け又は貸与したとき。
- (3) 申請内容を偽って登録証の交付を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、登録証を不当な手段で使用したとき。

附 則

この要綱は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 55 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の船橋市中央卸売市場特殊自動車の交通規制に関する要綱第 5 条の規定により交付されている登録証は、改正後の船橋市地方卸売市場特殊自動車の交通規制に関する要綱第 5 条の規定により新たに登録証の交付を受けるまでの間においては、改正後の第 2 号様式の規定にかかわらず、なおその効力を有する。
- 3 この要綱の施行の際現に調製されている登録証は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

第1号様式

特殊自動車登録申請書

年 月 日

船橋市地方卸売市場長 あて

住 所

商号又は名称

法人にあつては代表者の役職名及び氏名

車 名 (メーカー)				取 得 理 由	
型式・年式	型	年式			
機関番号					
総排気量又は定格出力	CC/KW				
最大積載量	kg				
大 小 寸 大 小 寸	全幅	全長	全高		
	mm	mm	mm		
動 力	電気・ガソリン・軽油・プロパンガス				
所有形態	リース・買取				
種 別	フォークリフト・ターレットトラック・その他				前使用者又は購入先

第2号様式

	登録証	
船橋市地方卸売市場		

規格 10cm(たて)×17cm(よこ)

地色 紺色

字色 白色

第3号様式

特殊自動車登録承認書

年 月 日

様

船橋市地方卸売市場長

年 月 日付申請の特殊自動車登録の件について、下記のとおり承認する。

記

種 別		車 名 (メーカー)			
型 式		年 式			
機関番号		総排気量又は定 格出力			
最大積載量	kg	大 小 さ	全 幅	全 長	全 高
			mm	mm	mm
市場登録番号		動 力			

1. 場内の最高速度(時速8km)及び最大積載量を厳守し、安全運転を励行すること。
2. フォークリフトの運転者は、労働安全衛生法第61条の規定による資格を有するものとし、運転中はフォークリフト運転技能講習済証明書を携帯すること。
3. 地方税法上、小型特殊指導者は、軽自動車税の対象となりますので定置場所の所在する市町村において、小型特殊自動車標識番号(ナンバープレート)の交付を受けてください。

※(大型特殊指導者の場合は陸運事務所)

第4号様式

特殊自動車廃車届

年 月 日

船橋市地方卸売市場長 あて

住 所

商号又は名称

法人にあつては代表者の役職名及び氏名

種 別	市場登録番号
フォークリフト・ターレットトラック・その他	
廃車年月日	年 月 日
廃車の理由	
備 考	

上記のとおり、廃車したので登録証を添えてお届けします。